

1. 会 合	国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 49 回）（議事要旨）
2. 日 時	平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 4 時 00 分～4 時 30 分
3. 議 案	<ol style="list-style-type: none"> 1. T + 1 化へ向けた検討状況について 2. 総合運転試験（R T）の実施状況について 3. 総合運転試験（R T）フェーズ 3 の成否判断に係る「相当数」の基準について 4. 国債の決済期間の短縮化（T + 1 化）実施時における国債の取引及び決済の安定的な運用のための注意喚起について 5. 日本国債のポストトレード（決済照合）事務に関する留意事項 6. 検討会の開催状況について
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. T + 1 化へ向けた検討状況について <ol style="list-style-type: none"> （1）総合運転試験（R T）について <p>主査より、資料 2 及び資料 3 に基づき、平成 29 年 11 月に実施した国債取引の決済期間 T + 1 化等（以下「T + 1 化」という。）に係る R T フェーズ 2 の実施状況及び結果について説明が行われた。</p> （2）T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について <p>日証協企画部より、資料 4 - 1 に基づき、R T フェーズ 3（市場取引に係るものをいう。以下同じ。）の成否判断結果を「否」とする基準の一つである「相当数」の具体的な基準案について説明が行われ、同案について審議が行われた結果、本ワーキングの了承を得た。</p> <p>また、資料 4 - 2 に基づき、T + 1 化実施日直前の 3 連休（平成 30 年 4 月 28 日～30 日）に行うインフラ機関のシステム移行作業に係る結果の報告日及び同報告内容の市場参加者への周知日について 4 月 29 日とすることを明確化した旨説明が行われた。</p> （3）アウトライト・S C レポ取引 T + 1 化について <p>主査より、本件については検討が終了している旨説明が行われた。</p> （4）G C レポ取引 T + 0 化について <p>主査より、資料 5 に基づき、市場慣行の整備については、「債券現先取引等研究会」において「新現先取引 Best Practice Guide（第 4 版）」が取りまとめられ、公表された旨説明が行われた。</p> （5）新現先取引の移行方針について <p>主査より、本件については検討が終了している旨説明が行われた。</p> （6）その他

①国債の決済期間の短縮化（T+1化）実施時における国債の取引及び決済の安定的な運用のための注意喚起について（案）

主査より、資料6に基づき、T+1化実施時の国債の取引及び決済の安定的な運用のための注意喚起案について説明が行われた。

当該説明の後、同案について審議が行われ、本ワーキングの了承を得た。

②Points to Note for Post-Trade Processing (Settlement Matching) of JGB Transactions（日本国債のポストトレード（決済照合）事務に関する留意事項＜参考訳＞）

奥村副主査より、資料7-1及び7-2に基づき、フェイルの主な要因である非居住者取引について、フェイル抑制策に係る情宣資料案を作成した旨説明が行われた。

当該説明の後、同案について審議が行われ、本ワーキングの了承を得た。

③外国中央銀行等の国債取引にかかる決済事務の見直しについて

日本銀行より、資料8に基づき、非居住者取引のうち、日本銀行をカスタディアンとする海外中央銀行等の国債取引については、決済照合システムの導入及び決済のT+2化への対応が行われる予定である旨説明が行われた。

（7）今後の作業予定

主査より、以下の事項について説明が行われた。

- ・平成30年1月から3月にかけてRTフェーズ3を実施すること
- ・RTフェーズ3終了後に本ワーキングを書面により開催し、RTフェーズ3の成否判断を行うこと
- ・T+1化実施後は、フォローアップ会合を開催し、T+1化の浸透状況等の確認を行うこと

2. 総合運転試験（RT）の実施状況について

本件については、1.（1）において説明が行われた。

3. 総合運転試験（RT）フェーズ3の成否判断に係る「相当数」の基準について

本件については、1.（2）のとおり本ワーキングの了承を得られたことから、協会員通知を発出し、本協会ウェブサイトにおいて公表することとされた。

4. 国債の決済期間の短縮化（T+1化）実施時における国債の取引及び決済の安定的な運用のための注意喚起について

本件については、1.（6）①のとおり本ワーキングの了承を得られたことから、協会員通知を発出し、本協会ウェブサイトにおいて公表することとされた。

	<p>5. 日本国債のポストトレード（決済照合）事務に関する留意事項 本件については、1.（6）②のとおり本ワーキングの了承を得られたことから、協会員通知を発出し、本協会ウェブサイトにおいて公表することとされた。</p> <p>6. 検討会の開催状況について 主査より、資料9に基づき、これまでの検討会の開催状況について説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	企画部（Tel：03-3667-8535）